

令和8年7月27日判決言渡

令和8年（ネ）第10036号 損害賠償請求控訴事件

（原審・東京地方裁判所令和6年（ワ）第70374号）

口頭弁論終結日 令和8年6月10日

5		判	決
	控 訴 人		D & X 株 式 会 社
	同訴訟代理人弁護士	萩 原 達 也	
10	同訴訟復代理人弁護士	矢 野 麻 美 子	
	被 控 訴 人	Y	
	同訴訟代理人弁護士	片 田 真 志	
	同	川 村 遼 平	
15	主	文	

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- | | |
|----|---|
| 20 | 1 原判決を取り消す。 |
| | 2 被控訴人は、控訴人に対し、3399万3050円及びこれに対する令和6年9月9日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。 |

第2 事案の概要等（以下、特に断らない限り、略語は原判決の例による。）

- | | |
|----|--|
| 25 | 1(1) 本件は、控訴人が、その元従業員である被控訴人の行為は、控訴人との間の秘密保持契約（本件契約）に基づく秘密保持義務に違反し、不競法2条1項7号所定の不正競争に該当するなどと主張して、被控訴人に対し、民法4 |
|----|--|

15 条 1 項又は不競法 4 条に基づき、損害賠償金 3 3 9 9 万 3 0 5 0 円及びこれに対する令和 6 年 9 月 9 日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年 3 % の割合による遅延損害金の支払を求める事案である（一部請求）。

5 (2) 原審は、控訴人が営業秘密とする顧客情報（以下「本件顧客情報」という。）について、控訴人による秘密管理措置が十分にされていたとも、控訴人の秘密管理意思が従業員等に明確に示されていたともいえず、本件顧客情報を「秘密として管理されている」ものとし営業秘密に該当するということ
10 はできないとして、控訴人の請求を棄却し、控訴人は、これを不服として控訴を提起した。

2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決 6 頁 2 2 行目から 2 3 行目にかけての「社内 WiFi に接続された端末 3 種類は」を「社内 WiFi に接続された端末の数は、」に改めるほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第 2 事案の概要等」の 2 から 4 まで（原判決 2 頁 5 行目から 8 頁 2 1 行目まで）
15 に記載のとおりであるから、これを引用する。

第 3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、原判決 1 0 頁 7 行目の「就業規則の存在は一応うかがわれるものの（被告本人）、」を削り、1 4 行目から 1 5 行目にかけての「原告が私的端末による本件アプリの
20 使用禁止を原告として周知したことはない」を「控訴人において、私的端末による本件アプリの利用禁止を従業員に周知したことはないというのである」に改め、2 のとおり控訴理由に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第 3 当裁判所の判断」の 1 及び 2（原判決 8 頁 2 3 行目から 1 1 頁 1 8 行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

25 2 控訴理由に対する判断

控訴人は、不競法 2 条 6 項にいう「秘密として管理されている」は、「その

情報が秘密として扱われるべきものであるという意思を表明し、かつ合理的な範囲で管理している」ことを要件とするもので、絶対的な情報の漏出を防止する措置を講ずることを要件とするものではない、そして、控訴人においては本件顧客情報につき「秘密として管理されている」と認められる十分な措置を講ずるとともに、その意思を明確に示していた旨の主張をする。

しかしながら、本件において、本件顧客情報につき、控訴人による秘密管理措置が十分にされていたとも、控訴人の秘密管理意思が従業員等に明確に示されていたともいえないことは、補正後の原判決の説示のとおりである。

控訴人は、① 控訴人が、本件アプリ上に作成された各グループへの所属の可否を最終的に決定、管理する権限を有していた、② 控訴人において、本件アプリ上に本件顧客情報の管理用のカレンダーを作成し、特定の従業員を「参加者」として招待した時点で、アクセス制御と所属管理は完了している、③ 控訴人は、本件アプリ上のカレンダーの「オーナー」として、情報の閲覧、編集を厳格に管理していた、④ 本件アプリを利用して「全員が同じルール（カレンダー）に従って情報を記録する」こと自体が、本件顧客情報の一貫性と機密性を保つための合理的措置である、⑤ 控訴人において、本件顧客情報は本件アプリの「カレンダーイベント」として管理されていたのであり、本件アプリ全体が秘密管理の対象となっているなどと縷々主張するが、これらの主張を踏まえても、前記判断は覆らない。

3 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第2部

裁判長裁判官

森 富 義 明

裁判官

菊池絵理

裁判官

天野研司